

## **防災啓発映像制作業務委託プロポーザル審査要領**

### **1 趣旨**

防災啓発映像制作業務委託のプロポーザル実施にあたり、その審査の具体的な取扱いについて定める。

### **2 審査**

#### **(1) 審査員**

町長、副町長、総務課長、消防交通係長、企画調整課長、企画調整課長補佐の計6名が審査を行う。

#### **(2) 審査方法**

##### **① 書類審査（応募者が多数の場合）**

各提案者から提出のあった企画提案書の内容について、審査員で協議を行い、上位3者程度を選定する。

##### **② 最終審査（プレゼンテーションの実施）**

各応募者が実施するプレゼンテーションの内容に応じて、各審査員の自己審査の集計をもとに、全体で意見交換し確認を行ったうえで、最も優れた提案を行った応募者を契約候補者として選定する。

##### **③ 採点・選定**

審査員は提出された各企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、④に掲げる審査項目および評価の観点に従い、5点から0点までの6段階の絶対評価により審査する。最終審査において、得点の合計が一番高い者を契約候補者とする。

審査員は、採点に当たり別紙の「審査結果記入表」に、次の採点区分に従い点数を記入する。

#### **・採点区分**

非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

#### ④ 審査項目と評価の観点

審査項目	評価の観点
1 映像制作に関する専門性	映像の制作に関する専門的な知識を有しているか。
2 組織体系	人員の配置状況から、本町との打合せや問い合わせに的確・迅速に対応できるようになっているか。
3 見積金額	仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。
4 過去の制作実績	過去の制作実績から見て、仕様書に示す内容の映像を制作するのに適しているか。
5 独自性	仕様書の内容に基づく業務のほか、独自性のある、創意工夫のされた企画提案内容となっているか。